

# 葛南少年野球連盟 懲罰規則

第1条 役員、理事、審判部員、所属チーム等全関係者に対する、マナー違反、ルール違反等について、以下の通り定めるものとする。

1. 試合上の対象者はベンチ入りする代表、監督、コーチ、スコアラー、介護員とし、応援席も含める。
2. ベンチ入りの代表、監督、コーチ、スコアラー、介護員にマナー違反、ルール違反があった場合、違反者にイエローカード宣告を行い、同一人が同一試合で2回目のマナー違反、ルール違反があった場合はレッドカード宣告し退場処分とする。
3. 同一試合でチームが3回目のマナー違反、ルール違反を犯した場合、3回目にイエローカード宣告を受けた者を退場処分とする。
4. 同一大会終了まで個人、チームの違反は累積でカウントする。
5. 高学年大会と低学年大会が同時開催中で両大会ともベンチ入りしている場合、両大会の合計カウントとする。
6. 退場宣告を受けた代表、監督、コーチは同一大会終了までベンチ入りを認めない。スコアラーと介護員は交代要員のベンチ入りは認めるが、代表、監督、コーチは交代要員のベンチ入りを認めない。
7. 退場者を出したチームは、退場宣告された次の試合日より大会最終日までえんぴつ公園の清掃奉仕活動を行うものとする。清掃奉仕活動は、代表、監督（高学年・低学年）3名を含む5名以上とし、全体集合時間の1時間前に集合し清掃奉仕活動に従事すること。清掃奉仕活動参加必須の3名の除外は認めない。
8. 当該大会最終日にレッドカード宣告を受けた場合、連盟主催の次大会初日より最終日まで7項の清掃奉仕活動を行うものとする。
9. 退場を繰り返した場合、当該者の同年度の登録を認めない。
10. 応援席で選手に対する指示やジャッジに対する不服や不満など目に余る言動・行動が確認された場合は退場を促す。

第2条 ペナルティ宣告について

イエローカード宣告、レッドカード宣告は、審判4名のうち2名以上が認めた場合に球審が宣告するものとするが、球審は運営責任者である理事長へ宣告前に報告すること。

第3条 規律委員会

1. 第1条に定める事項以外に青少年健全育成や公序良俗に反する行為、連盟の品位を著しく汚す行為があった場合、規律委員会を開催し処分を決定する。
2. 規律委員会のメンバーは、会長、理事長、副理事長、総務部長、事業部長、審判部長とする。

3. 規律委員会は、状況確認と調査をしたうえで処分を決定し理事会に報告する。  
処分は、当該役職の解任、資格処分停止、除名とする。

第4条 マナー違反、ルール違反等の事例は別途示す。

第5条 本規則は、令和4年12月18日に発効し、令和5年1月1日より施行する。